

平成 29 年度身体障がい者を対象とした 愛媛県職員採用候補者（初級）試験案内

平成 29 年 7 月 11 日
愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

身体に障がいのある方を対象とした愛媛県職員採用候補者試験を次のとおり行います。

◆第 1 次試験日 平成 29 年 10 月 22 日（日）

◆受付期間 8 月 24 日（木）午前 8 時 30 分～9 月 11 日（月）午後 5 時 15 分

◆試験会場 愛媛県庁



○受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験申込システム」から受け付けます。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------|--------|---|
| 一般事務 | 若干名 | 知事部局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。 |
| 警察事務 | 若干名 | 警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。 |

2 受験資格

- (1) 昭和 58 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

| 区分 | 日 時 | 試験会場 | 合格発表 |
|-------|---|-----------------------------|-------------------------------|
| 第1次試験 | 平成29年10月22日（日曜日） 午前9時15分から午後0時まで 〔受付時間 午前8時15分～午前9時 ※遅刻した場合は受験できません。〕 | 愛媛県庁 〔松山市一番町 四丁目4番地2〕 | 11月上旬 第1次試験当日にお知らせ します。 |
| 第2次試験 | 11月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。 | | 12月中旬 |

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

※ 点字による受験の場合は、第1次試験の終了時間が異なります。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

| 区分 | 試験・検査種目 | 配点 | 試験の内容 |
|-------|---------|------|--|
| 第1次試験 | 教養試験 | 40点 | 高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。 （択一式40題、解答時間2時間（点字による受験の場合は、解答時間3時間）） |
| 第2次試験 | 口述試験 | 300点 | 人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。 |
| | 作文試験 | 60点 | 識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間） |
| | 適性検査 | — | 職務遂行に必要な適性について、検査を行います。 |

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、第1次試験の得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の口述試験、作文試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 第2次試験では、身体障害者手帳の持参が必要です。

(5) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成 29 年 8 月 24 日（木）午前 8 時 30 分から 9 月 11 日（月）午後 5 時 15 分まで

※ 障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9 月 4 日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の 2 段階方式となっています。まず、事前登録を行い ID 番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID 番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24 時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10 月 13 日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第 1 次試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます。（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）

7 受験時の配慮について

試験は、点字又は拡大文字による受験ができます。点字又は拡大文字による受験希望の有無（点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無を含む。）のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験にあたって希望する事項については、受験申込みの際に「受験にあたっての要望事項」欄に必ず入力してください。

なお、使用する補助具等は、各自で用意のうえ試験当日に持参してください。

教養試験問題は、通常文字は 11 ポイント程度、拡大文字は 14 ポイント程度です。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成30年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

| 試験区分 | 現行給料月額 | |
|------|-------------|----------|
| 一般事務 | 行政職給料表1級7号給 | 148,863円 |
| 警察事務 | | |

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）**

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

| 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----------|---|------------------|-------------|
| 第1次試験不合格者 | 第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨） | 第1次試験合格発表の日から1週間 | 愛媛県人事委員会事務局 |
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名） | 第2次試験合格発表の日から1週間 | |